

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-07-27

諸外国におけるマイクロデータ提供関連法規の 整備状況とデータ提供の現状

MORI, Hiromi / 森, 博美

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei University Economic Review / 経済志林

(巻 / Volume)

72

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

321

(終了ページ / End Page)

362

(発行年 / Year)

2005-03-07

【研究ノート】

諸外国におけるマイクロデータ提供関連 法規の整備状況とデータ提供の現状

森 博 美

はじめに

世界における最近30～40年の統計利用面での特徴的な動きとして、非集計データ利用の広がりがある。これには、コンピュータのハード、ソフト両面での情報処理技術の進展により、利用者自身が固有の利用目的に応じてデータを自ら処理することが技術的に可能となったことに起因する要素が大きい。

そのような新たなタイプの統計利用が普及するに従い、早いところでは1960年代末頃から、各国の政府統計機関はそういった用途の統計利用のために個体識別情報を除去した個体ベースのデータ（以下ではこれをマイクロデータと呼ぶことにする）を、公共利用ファイル（Public Use File）、あるいは秘密遵守宣誓、さらには施設内に限定した使用といった様々な形態で提供してきている。また最近では、こういったマイクロデータは国境を越えて流通し各種の国際比較分析等に広く活用されているだけでなく、途上国の中には、例えばフィリピンのように、マイクロデータの「輸出」に積極的な国も見られる。

周知の通りわが国では、「統計法」第15条が指定統計について、また第15条の2が承認統計と届出統計の作成のために徴集された調査票等の統計

目的以外への使用を禁止している。このような中で個体ベースのデータについては、第15条第2項の「前項の規定は、総務大臣の承認を得て使用の目的を公示したものについては、これを適用しない」という条文を根拠に、いわゆる「目的外使用制度」として極めて限定的な形でその使用が認められてきた。特に制度の運用にあたっては、利用目的の公益性が厳しく要求され、単なる学術研究目的での利用については一般に公益性を充足するものとは認められてこなかった。

このような制度運用の影響もあり、わが国ではマイクロデータを用いた学術研究は、これまで極めて限定的な範囲でしか行われていない。統計利用をめぐるこのような問題を解決するためにわが国でもマイクロデータの利活用環境の早急な整備が急務であることが、1995年の統計審議会答申『統計行政の新中・長期構想』でも指摘されている。

ところで、世界の主要各国におけるマイクロデータの提供にかかわる統計調査票の取り扱いやマイクロデータの提供実態、さらには関係法規の整備状況をサーベイしたものとしては、1996年～1998年度文部省科学研究費補助金（特定領域研究）「統計情報活用のフロンティア拡大の研究」（領域代表者：松田芳郎現東京国際大学教授）の計画研究班（A-02）による一連の海外調査、それに総務省統計局統計基準部が2001年度に19カ国の政府統計機関を対象に実施した調査⁽¹⁾がある。そこで以下では、これらの調査結果並びに独自に入手した各種資料に依拠しながら、各国の実情を紹介することにした。

1. アメリカ合衆国

1.1 識別統計情報とその秘密保護政策

アメリカ合衆国では、1971年に「連邦統計に関する大統領委員会」がその勧告の中で、統計に係る秘密保護について、「回答者が一般に識別され

るか、又はその者に何らかの意味で不利益を及ぼす方法でのデータの開示を禁止すること」と規定した。また同委員会は、データの秘密保護のために当該機関が秘密保護規定を持たねばならないこと、秘密保護の条件下でのデータの省庁間の移転にも配慮すべきこと、なども提言している〔(23)p.316〕。

さらに1977年7月には「プライバシー保護研究委員会」が、「連邦当局が調査あるいは統計目的のために徴収し保有するいかなる記録や情報も、個人が識別できる形でその記録に関わる個人に対して直接的に影響を及ぼすいかなる決定あるいは行為をなすのに使用されてはならない」との指摘を行っている〔(23)p.317〕。

同じく1977年10月には、「連邦のペーパーワークに関する大統領委員会」が、(イ)「統計目的で徴収されたかあるいは保管されている情報は、専ら統計目的でのみ使用することを他の統計機関が保証する場合を除き、行政目的または規制のために使用されてはならず、また個人を識別可能な形態で開示してはならないこと、(ロ)行政・規制目的で徴収された情報は、適切な秘密保護、安全確保策が講じられ、その情報が専ら統計目的でのみ使用されるとの保証が得られた場合には、統計への使用に供されるべきである」との指摘を行っている〔(23)p.317〕。

合衆国におけるこういった議論は、その後のペーパーワーク削減をめぐる論議として継承される。しかし、ペーパーワーク委員会での議論は、どちらかといえば「効率性」に比重を置いたものであり、統計目的で徴収した個人情報の秘密保護に関する法整備は、カーター大統領以降の各政権にとっての連邦統計の懸案課題として残された。そのような中で、いくつかの連邦政府統計機関で、秘密保護のための法整備がはかられる⁽²⁾。

「9.11事件」は、アメリカにおける統計に係る識別個人情報の取り扱いの転機ともなった。事件発生後ほどなく制定された「アメリカ合衆国愛国法」(The U.S.A. Patriot Act) は、統計作成目的で徴収された情報に関して、それまで回答者に対して保証してきた秘密保護の誓約を部分的に反

故にする内容を持つものであった。この法律に基づき同法の執行機関は、例えば、連邦統計調査の主要受託機関の一つともなっている The National Center for Education Statistics が同組織の統計情報徴収に関わる秘密保護規定に従って徴収した識別個人情報にアクセスできる権限を付与されることになった〔(23)p.317〕。

このような識別個人情報の他行政機関への提供は、調査実施機関と回答者との間の調査実施をめぐる信頼関係を損ない、最終的には作成される統計そのものの品質低下につながるものである。このため、「母国安全保障情報共有化法」(The Homeland Security Information Sharing Act) の法案審議に際しては、秘密保護を宣誓することにより専ら統計作成目的のために行政機関が徴収した個人の識別可能な情報を母国安全保障情報(homeland security information)に含めるべきではないとの論議がなされ、両者を別カテゴリーの情報とみなすことが、同法案の下院審議で修正動議として出され、承認された〔(23)p.318〕。

ところで、2001年夏に行政管理予算局が政府統計の作成に関わる14の連邦政府機関を対象に実施した調査“Interagency Council on Statistical Policy”は、各機関での統計の秘密保護規定が統一的でないこと(patchwork)、さらに、政府機関によっては、The Trade Secrets Act, The Privacy Act, The Freedom of Information Actの諸規定を準用することで統計に係る秘密保護の根拠としているものもあるという事実を明らかにした⁽⁴⁾。このように合衆国では、個体が識別可能な連邦統計情報に対する秘密保護については、統一的な条文が存在しないという状況が長期間にわたり継続されてきた。

このような中で合衆国連邦政府は、1999年に下院を全会一致で通過した「統計効率化法」(The Statistical Efficiency Act of 1999)と2001年に提案されていた「秘密情報保護法」(The Confidential Information Protection Act)を統合した新たな法律「秘密情報保護および統計効率化法」(The Confidential Information Protection and Statistical Efficiency

Act of 2002, 以下 CIPSEA と略称) を提案した。個人, 企業, その他から統計目的で徴収された全ての識別可能な情報について, 統一的にその秘密保護をはかる法律として提案された CIPSEA は, 「2002年 e 政府法」(e-Government Act of 2002, Public Law 107-347) 第 V 編として2002年11月15日に上・下両院を通過し, 同年12月17日に大統領署名により発効した。

CIPSEA は, 法律の名称, 同法に關係する諸定義, 法の実施機関ならびに他の法律との關係などを規定した第501~504条, 秘密保護を規定したサブタイトル A (第511~513条), それに政府統計機関の間での統計情報共有による統計の効率化策を規定したサブタイトル B (第521~526条) の3つの部分から構成される。このうち本稿での議論に最も関わるのは, サブタイトル A である。

この法律は, 統計作成のために徴収される情報の秘密保護に対するこれまでの法的パッチワーク状態に終止符を打ち, 体系的な保護措置の枠組みを与えるものであった。このような法整備は, 秘密保護の誓約のもとに統計作成機関に対して提供された情報の保護に関する国民の信頼の低下が, 統計データの品質低下を通して統計分析の正確性ならびに完全性を損なう(第511条(a)(4)) ことになるため, その保護を担保することが, 回答者の統計に対する信頼 (trust) を確保し, 統計作成における国民の協力を得る上で不可欠である (第511条(a)(5)) との認識に立って行なわれたものであり, それはまた国民の利益ならびに社会のニーズに合致するもの (第511条(a)(3)) でもあった。

このような意図を持って制定された CIPSEA は, その第511条(b)に法制定の目的として以下の3つの規定を設けている。

- (i) 秘密保護の誓約の下に統計目的で個人あるいは組織によって, ある機関 (「合衆国法典」第31編第102条に規定された執行機関, もしくは同じく第44編第3052条に規定された機関) に提供された情報が専ら統計目的のみに使用されること (第511条(b)(1))

- (ii)秘密保護の宣誓の下に統計目的で諸機関に情報の提供を行った個人あるいは組織は、その情報を識別可能な形態で本編によって許可された者以外に開示されないこと、また統計目的以外のいかなる目的にもその情報が使用されないこと（第511条(b)(2)）
- (iii)秘密保護の宣誓の下に統計目的で得られた個人の識別可能な情報に対するアクセスを制限し、あるいはその使用に制限を加えることによってその秘密保護措置を講じること（第511条(b)(2)）。

1.2 ミクロデータ提供関係規定

合衆国のセンサス法はその第9条で、「この法律の規定に基づいて提供された情報を統計目的以外に使用すること、そのデータを提供した特定の事業所又は個人が識別されるような形で公表すること、あるいは商務省、局あるいは機関によって認定された職員以外の人々が個々の報告を研究することを許可してはならない」と規定している。このようにセンサス法そのものにはマイクロデータの提供を明示的に根拠づける条文は存在しない。合衆国では、実務上はセンサスの種類毎に調査結果の公表についての規定があり、それに従ってマイクロデータの作成、提供が行われている〔石田(10)p.5〕。

合衆国におけるマイクロデータの提供については、センサス局の活動を規定した「合衆国法典」(US Code: 1976年10月修正)が個別データの提供の法的根拠を与えている〔Citteur et al.(21)p.791〕。すなわち「合衆国法典」第13編第8条は、データ提供の根拠ならびに提供条件を次のように規定している。

- (b)連邦政府の省庁、機関及び事業所、コロンビア特別区行政府、本編中の第191条(a)項において言及される任意の領地あるいは地域行政府（その下位機関を含む）、州あるいは地方機関その他の公的機関及び民間人と諸機関に対して、長官は、報告者もしくはその代理人から報告された情報が明らかとならない集計表その他の統計資料の写しを提供すること及び特別な統計的編集や調査を行うことができる。
- (c)権利侵害に対する訴追の場合を除き、本条の下に提供される情報は、いか

なる場合にも報告者ないしその情報の関係者に不利益を与える形で提供されてはならない。

また、続く第9条では、個人情報提供形態等を商務長官及び商務省の各部署の職員に対する禁止条項として、次のように規定している。すなわち、

- (1)情報が収集される統計目的以外のいずれの目的にも本編の適用を受ける情報を提供すること。
- (2)識別可能な形で特定の事業所あるいは個人に関する情報を提供すること。
- (3)商務省あるいはその部署及び諸機関の宣誓職員と雇用者以外の者に個人に関する記録を調査させること。

ところで、統計目的で徴取された情報に関する包括的な秘密保護を規定した CIPSEA は、統計データや情報の利用ならびに開示の制限について、次のように規定している。

まずその利用については、専ら統計目的のために秘密保護の宣誓の下にある機関によって徴取されたデータおよび情報は、第512条(a)によって、官吏、雇用者あるいは第502条(2)(A), (B)に規定される者によって、専ら統計目的のみ使用されるべきとの制限が課されている。

また統計データと情報の開示に関しては、第512条(b)の各号によって次のような制約が加えられている。

- (1)専ら統計目的のために秘密保護の宣誓の下にある機関によって徴取されたデータおよび情報は、回答者が事前に承認した場合を除き、当該機関によって専ら統計目的以外のどのような使用のためにも識別可能な形態で開示されてはならない。
- (2)前項(1)に従う開示は、その機関の長が開示を承認し、その開示が他のいかなる法律によっても禁止されていない場合のみ許可される。
- (3)本条の規定は、専ら統計目的のために秘密保護の宣誓の下にある機関によって徴取されたデータおよび情報に適用される秘密保護を制限あるいは緩和するものではない。

センサス局では、1963年にはじめて1960年人口住宅センサスの詳細調査票 (long form) データから全世帯の0.1%の抽出率で作成したマイクロデ

一夕の提供に踏み切った。1970年、1980年人口住宅センサスでは抽出率が全世帯の1%に引き上げられ、この他にもセンサス局では、1968年まで遡及した経常人口調査（CPS）の公開マイクロデータが作成、提供され、これら以外にも、センサス局が所管するほとんどの世帯調査について公開マイクロデータが作成されている〔Cox(20)p.5〕。

2. カナダ

アメリカ合衆国におけるマイクロデータの提供に触発され、1960年代初頭、カナダでもこの種のデータ提供への要望が研究者を中心に多方面から寄せられた。それを受けてカナダ統計局では、当初、局内に特別組織を設置し、オーダーメイド型のマイクロデータに基づく解析処理サービスを開始した。しかし、サービス提供に時間がかかり、利用者がデータに対して対話形式で処理ができなかったことから利用面での弾力性に欠け、しかも費用が高いといった一連の問題点が露見することになった〔石田(10)p.17〕。この問題に抜本的に対応するために、カナダ統計局は1971年に統計法を改訂し、マイクロデータ提供に関する法整備を行った。

従来の統計法では、個票情報の取り扱いに関して「情報の提供者から事前の承諾を得ないで公表することを全面的に禁止」していた。これに対し「1971年統計法」の秘密保護条項である第17条は、「情報漏洩の禁止」に関して次のように規定している〔統計基準部(15)p.351〕。

- (1)本法第11条又は第12条に基づいて締結された協定が規定する条件に従った情報伝達及び本条に従って本法に基づいてなされる告訴の場合を除き、
- (2)本法に基づいて雇用された者又は雇用されたとみなされる者であって、本法第6条に定める宣誓を行った者以外の何人に対しても識別可能な個票の閲覧を許可してはならない。
- (3)本法第6条に定める宣誓を行った者は、いかなる方法によっても、本法に基づいて取得した情報の提供により、個票から得られる属性情報が個々の個人、企業又は団体と関連づけることができるような仕方では提供し又は故

意に提供させることをしてはならない。

3. イギリス

イギリスにはこれまで統計基本法規にあたるものはなく、個々の統計調査に関して議会が制定した個別調査法規によって必要事項が規定されてきた。イギリスにおける統計調査行政において特に重要とされてきたのは、「1920年センサス法」(The Census Act 1920)、「1938年人口統計法」(The Population Statistics Act 1938)、「1947年通商統計法」(The Statistics of Trade Act 1947)、それに「1979年農業統計法」(The Agricultural Statistics Act 1979)である。

個票データの提供にあたって統計機関側がこれまで依拠してきたのは、「1947年通商統計法」第9条である。そこには「本法の…規定の下に収集したいかなる個々の推算や個票それに個々の企業に関するいかなる情報も、推算、個票あるいは情報の主体である当該企業の経営者による書面での事前の合意がなければ、…これを開示してはならない」と規定されている。例外的にそれが認められる場合にも、(a)推算、個票あるいは情報を保有する所管の大臣が命令により省庁または輸入税諮問委員会に対して当該省庁あるいは委員会がそれらの業務の遂行のために行うもの、または(b)本法の下での違反に関するあらゆる訴訟手続きの報告のために行うものに限定されてきた〔(4)p.27〕。

イギリスの欧州連合(EU)への加盟により同国の統計行政は、統計分野におけるEU基準への調整という政策対応を迫られることとなった。すなわち、イギリスは加盟国として、域内の統計作成に係る統一法規(「共同体統計に関する1997年2月17日付け理事会規則(EC)322/97」)を批准し、統計作成、提供業務の面でEUの他の加盟国と同一歩調をとることを要請され、マイクロデータのEUROSTATへの提供義務を負うことになった。

さらに統計業務のEU基準への調整は、法制度面にも及んでいる。イギリスは、対外的に1997年2月に「EU統計法」(EU Statistical Law)を批准、承認〔統計基準部(18)p.219〕する一方、国内では法体系の見直しを積極的に進め、2002年10月には国の統計業務遂行の基本原則を定めた国家統計行政施行規範(National Statistics Code of Practice)が施行された。

「施行規範」では、個票データの使用は、第5条(秘密の保護)で取り上げられており、そこでは、「データの徴集ないしその統計目的への使用に際して秘密が保護される」として、その達成のための方策が7点にわたって指摘されている。

- (a)統計局長は、特に同意された場合を除き、個体が識別されるような形で統計が作成されることがないことを含め、秘密保護に係る基準を設定しなければならない。
- (b)国の統計のために提供されたデータは統計目的のためだけに使用される。
- (c)国の統計の作成に係る者はすべて、提供者の秘密を保護する義務を有し、不当な公表に対して法的罰則が適用されることを承知するものとする。
- (d)個体を識別可能なデータは、物理的に安全な形で保管されること。データへのアクセスは承認を必要とし、データが正当な研究にのみ使用され、それ以外には合理的に情報が入手できないと所管の長がみなした場合にのみ許可される。
- (e)個体が識別可能な情報が法律により提供されねばならない場合にも、明示的な命令並びに統計局長の個人的な責任において提供されなければならない。
- (f)専ら統計目的のために収集されたものと同様の秘密保護基準が行政記録から得られたデータに対しても適用される。
- (g)報告者は、統計調査において彼らが提供する情報の主たる用途並びにそれへのアクセスの制限についての情報の提供を受けることができる。

ところでイギリスの国家統計局には、同局が所管する調査に基づく個体データ(匿名マイクロデータ及び識別個体データ)についての独自の提供システムがある。この提供システムは、中央省庁だけでなく、地方自治体、公的機関さらには研究者等による個体ベースのデータ利用に対して国家統

計局が直接データの提供サービスを行うもので、わが国の目的外使用申請制度に相当する。

利用者から出された利用申請については、上級審査委員会がそれを審議し、その結論が統計局長に報告されることになっている。申請案件について秘密が完全に保証されると国家統計局が判断した場合に使用が許可されるが、民間企業については、このシステムによるデータの提供対象から除外されている。なお、利用申請の審査にあたっては、以下の7点が秘密保護の基準とされている。

- (1)政府統計のために提供されるデータは、統計目的のためにだけ使用されなければならない。
- (2)マイクロデータの入手とそれのいかなる加工も、「施行規範」と「プロトコル」に照らして合法的でありかつそれらに適合的なものでなければならない。
- (3)いかなる加工も個体を特定するようなものであってはならない。
- (4)徴集の際の誓約並びに秘密の保護は絶対的に尊重されなければならない。
- (5)個体が特定できるデータは物理的に安全に保管されなければならない。
- (6)提供されるマイクロデータは、研究の必要並びに研究目的に照らして適合的でなければならない。
- (7)識別あるいは識別可能な統計資料へのアクセスは、「施行規範」並びに「プロトコル」に規定されている通り、国家統計の目的および報告者に対してなされた約束と整合的な場合にのみ認められる。

このようなマイクロデータ提供の要件を満たした利用申請として、2003年4月から同年11月までに合計41件について使用が認められた。なお、このうちの28件がEUROSTATを含む政府機関で、残りの13件が大学等の学術機関となっている。後者のうち7件は後述のEssex大学のUK Data Archiveから出されたもので、そのうち6件は、二次分析のための公的利用ファイルの作成にかかわる申請である。

このようないわば目的外使用申請制度による個体ベースのデータの統計作成機関からの直接提供に加え、イギリスでは特定の大学を窓口として匿名化された個体データ（マイクロデータ）を民間ユーザーあるいはEUその

他海外の利用者に提供する仕組みが制度化されている。

(1) The Data Archive (エッセクス大学) によるサーベイ・マイクロデータの提供

アーカイブが研究・教育を目的とする電子データの保管と利用のためにエッセクス大学に開設されたのは1967年である。施設の開設当初は政府統計以外のデータを収集しており、その後政府統計の集計データが収集対象に加えられた。1980年前後から、アーカイブは政府統計のマイクロデータ、特に各種標本調査 (surveys) の調査個票データから作成されたマイクロデータの収集、提供活動に本格的に乗り出した。現在アーカイブには、政府・民間のマイクロデータ、集計データ、政府業務データ、それに電子化された記述文書など、4,000点以上のファイルが保管され、提供されている。なお、現在、アーカイブは、HEFC (Higher Education Funding Council) と ESRC (Economic and Social Research Council) からの公的予算によって運営されている。

アーカイブの保管ファイルのリストは Web 公開されており、個々のデータセットを利用した研究業績リストも含めたメタデータが Web 上で閲覧でき、利用申請もインターネット経由で行うことができる。アーカイブには年間で約8,500件の申請が寄せられているがそのうち海外からの申請は約100件である。なお、利用申請の対象となるデータの約8割は政府統計で、研究者だけでなく当該統計の作成機関以外の政府機関もそれらをしばしば利用している。

ヨーロッパでは1976年に社会科学研究及び教育における統計利用の推進を目的に「欧州社会科学データ・アーカイブ協議会 (CESSDA) が創設された。この協議会の設立により、各国のデータ・アーカイブは国際的ネットワークを通じて連携し、マイクロデータの国際的な流通システムが作り上げられた。なお、協議会の設立にあたってはエッセクスのアーカイブが中心的な推進役として貢献した。

(2) CCSR によるセンサス・マイクロデータの提供

人口センサスを所管していた旧人口センサス調査局 OPCS は、1994年に人口センサス（1991年実施）から初めてマイクロデータを作成し、ESRC に有償供与した。ESRC の助成を受けて1992年に1991年センサス匿名標本データ（Samples of Anonymised Records: SARs）の管理、提供及び研究のために設置された CMU（Census Microdata Unit）をその前身とするマンチェスター大学のセンサス・サーベイ研究センター（The Centre for Census and Survey Research）は、その維持、管理並びに提供業務を受託することにより、1995年11月に本格的な活動を開始した。

1991年センサスについては、「2%個人 SAR」⁽⁴⁾と「1%世帯 SAR」⁽⁵⁾という2種類のセンサス・マイクロデータが作成されたが、これは、より詳細な地域表章に主に関心を持つ地理学等の利用者と地域区分よりも人口・世帯分析により強い関心を持つ社会学等の利用者の双方の利用ニーズに配慮したものである。なお SAR の内容構成については、研究者等から構成されるセンサス利用者協議会も一定の要望を提出できるが、最終的なマイクロデータの仕様の決定は国家統計局が行う。

SARs については、学術研究目的だけでなく商業利用にも供されているが、非学術利用については有料である。またイギリスでは、個人 SAR、世帯 SAR という研究等の利用のために提供されるマイクロデータの他にも、採用変数の数を制限した小規模ファイルである教育用 SAR が作られており、統計学、地理学、さらには社会科の教材として各種の教育機関に提供されている。

2001年センサス SAR について国家統計局は、公共利用ファイル（Public Use File: PUF）という観点から91年 SAR に比べてより制限的でない条件で広範囲な利用者に提供することを当初は予定していた。しかし使用者に一切の利用制約を課さない公共利用ファイルという提供方針はその後軌道修正され、認可 SAR（Licensed SAR）として91年 SAR と同様マン

チェスター大学 CCSR を窓口として提供されることになった。2001年センサス認可 SAR としてはすでに「3%世帯 SAR」が提供されており、地理学等の地域研究用により詳細な地域区分を持つ「5% SAM: Small Area Microdata」について2005年夏に提供予定である。なおこれらの認可 SARs の利用にあたっては、利用申請者は CCSR に認可登録が必要である。

認可 SAR については、91年センサス SAR よりも大幅に変数区分が統合され、SAR が持つ情報量が大幅に削減されることになった。このため研究者グループでは、学術研究目的での SAR を別途作成するように国家統計局に申し入れを行った。この結果、2001年センサス・マイクロデータについては、認可 SAR とは別途に91年センサス SARs と同程度の情報を有する学術研究利用目的でのファイルとして統計局構内 (in-house) 使用限定の Controlled Access Microdata Sample (CAMS) という別仕様の SAR が作られることになった。なお CAMS については、提出された使用申請は国家統計局内に設置された「センサス研究使用委員会」(Census Research Access Board) で審査され、統計局の「マイクロデータ提供委員会」(Microdata Release Panel) 等⁽⁶⁾で審議を経て提供される。

(3) ONS による LS データのオーダーメイド処理サービス

LS (Longitudinal Study) データは、人口の約1% (非公表の4誕生日 LS birthdays 出生者が対象) について、旧 OPCS が保有していた人口センサス個票とイングランド・ウェールズ登録局 (GRO) が保有する政府保健中央登録 (The National Health Service Central Register: NHSCR) の個人記録とを住所、氏名等の識別情報を用いてリンクすることにより作成されているもので、1971年から81年、91年、2001年とセンサスが実施される都度作成され、すでに30年におよぶパネル・データとなっている。

LS データについては、2001年12月からは、The London School of

Hygiene and Tropical Medicine の The Centre for Population Studies に設置された Centre for Longitudinal Study Information and User Support (CeLSIUS) が学術研究利用者からの利用申請受付窓口となっている⁷⁾。しかし LS データについては、その対象者本人に対しても標本となっている事実は秘密とされており厳格な秘密保護を必要とすることから、サーベイ・マイクロデータ、センサス・マイクロデータとは異なり、The Census and Population Statistics Act によりデータの管理、使用に関して特に厳しい規制が課されている。このため LS データについては特に厳格なデータ管理下でその運用が行われており、データにアクセス可能なのは直接の担当部局の限られた職員だけに限定される。国家統計局内の他の部門からの申請も含め、他の政府機関および外部研究者からセンターに提出された利用申請については、利用目的の公益性並びに秘匿性の確保等について局内に設けられた Research Board で審査され、適当と判定された申請案件について LS 課 (Unit) とのジョイント・プロジェクトが立ち上げられ、局内で処理された結果については、秘密保護についての点検の上、申請者に結果のみが提供される。

このようにイギリスでは、サーベイ、センサスそれに LS データというそれぞれ特性の異なる 3 つのタイプの政府マイクロデータについて、それぞれ独自の提供システムによってデータの提供が行われている。

4. ドイツ

ドイツでは、1971年マイクロセンサスから作られたマイクロデータが学術研究用に提供されたのを契機に、社会経済の構成要素である個人や世帯、階層について、マイクロデータに基づく多変量解析、パネル分析、縦断面 (longitudinal) 分析といった学術面での利用が広範な広がりを持って展開された。それらはドイツで現在、「マイクロ分析」として社会科学における一つの研究領域として確固とした地位を築いている〔浜砂(11)p.8)。ミ

クロ分析は、主に、社会的不平等と貧困、教育の機会均等の社会階層移動への影響や女性の社会参加といった公共性の高い社会福祉面での政策課題の選択ならびに政策評価面で多くの成果を生み出している。

ドイツにおけるマイクロデータ整備の制度的前提となる法制度面での対応は、おおむね次のような経緯をたどって展開されてきた。浜砂によれば、「ドイツ連邦統計法」で匿名性と匿名化された調査個票の概念が明記されるのは1980年改正法以降である。それ以前の統計法には、行政並びに科学研究目的での調査個票データの使用に関しては特に匿名性の規定は設けられていなかった。

1970年代の欧米におけるプライバシー保護運動の高揚は、一方で個人情報の使用を前提とするマイクロ分析に対する脅威となり、他方で行政側もプライバシー保護措置の立法化をはかることになる。ドイツでも1976年に「連邦データ保護法」が制定され、調査個票提供の原則が明確化される〔浜砂(6)〕。

「1980年連邦統計法」では、個人情報の統計目的での譲渡、さらには統計目的外使用のための譲渡についても、譲渡できるデータの範囲、譲渡目的、譲渡対象者、使用者の守秘義務その他が規定された。さらに匿名性についても、「申告義務者ないしは当事者にもはや関係付けることができない申告個票は、連邦統計局と州統計局によって譲渡されることができ」（第11条第5項）と明記され、この法改正によって匿名マイクロデータが調査個票から制度的に区別された。これは、従来からある調査個票の目的外使用とは別に、マイクロデータの提供に道を開くことになった〔浜砂(6) p.9〕。しかしこの法改正の際に連邦議会は、秘密保護の観点から、その採択にあたって、匿名化された個体データが再識別される可能性について「疑問の余地がないほどに排除される必要がある」との付帯決議を行った。

以上のような結果、成立した「1980年連邦統計法」は、科学研究への申告個票の提供を「絶対的匿名性」が充足された場合に限定して認めることとなった。このような完全に匿名化されたマイクロデータは、いわゆる公的

利用ファイルとして厳格な利用上の制約を課すことなく広範な層に対して提供できる。その反面で公的利用ファイルは、学術研究目的での利用には必ずしも適合的なマイクロデータの提供方式とはいえない。なぜならこの種のデータセットの場合、完璧な秘密保護を達成するために変数の限定、分類の大幅な統合、限定された（再）抽出率の小規模サンプル、さらにはノイズの付加といった様々な秘匿措置がとられた結果、原データが持っていた情報が著しく損なわれることになるからである。

このため、絶対匿名化により作成された公的利用マイクロデータは、学術研究目的での利用要求を充足することができなかった。すなわちドイツにおけるマイクロデータの提供では、「絶対匿名性」の要件が、学術研究の資料として利用するに値するマイクロデータ提供の大きな制約となり、結果的に「1980年連邦統計法」第5項の規定は、学術利用のためのマイクロデータの提供という意味では著しく実効性を欠くものとなった。

ドイツにおける本格的なマイクロデータ提供の画期となったのは、1983年国勢調査の違憲判決を受けて成立した「1987年連邦統計法」である。同法第16条1項は「秘密保護原則」について、「連邦統計のために提供された個人の境遇あるいは身体的状況に関する個別データは、特別法に別途規定がある場合を除き、在職者及び連邦統計の業務を委託された者であって公務に係る特別の宣誓を行った者によって開示されてはならない」と規定しており、その4で「回答者又は関係者を識別することのできない個別データ」についてその適用対象外とする旨が定められている。このような形でそれまで「1980年連邦統計法」が認めていた絶対匿名性要件を充足する個別データの提供の制度的枠組みは、「1987年連邦統計法」でも継承されている。

それと同時に「1987年連邦統計法」には、連邦統計局及び州統計部局が「科学プロジェクトの用に供するため、高等教育機関又は独立の科学研究任務を委任されているその他の機関に対し」、「その個別データの識別が、多大の時間、費用、そして労力によってのみ可能」という「事実上

の匿名化」に基づき個別データを提供し得ることがはじめて条文の形で盛り込まれた（第16条(6)〔統計基準部(17)p.36〕。

「事実上の匿名化」であってもデータが有する情報量は削減され、データの分析的利用可能性は減じられる。このためデータの提供元である連邦統計局あるいは州統計局等には、データの秘密保護の遵守義務を遂行する一方で、データの利用可能性要件の充足のために匿名化による情報量の喪失を最小限に留める方法論の研究が求められた。

「事実上の匿名化」に基づくマイクロデータの提供という法整備を受けて、1988～91年にかけて、マンハイム大学 Walter Muller 教授の指揮の下、「事実上の匿名化」の具体的方法論の策定に関する大規模な調査プロジェクトが、連邦統計局、州統計局、連邦及び州のデータ保護コミッショナー、マンハイム大学およびマンハイム社会調査方法論分析センター(ZUMA)の参加を得て組織された〔浜砂(11)pp.174-5〕。

プロジェクトでは、地域分類の統合、変数の削減、ノイズの付加、トップコーディング、非直近データの提供といった様々な匿名化方策が検討された。その結論として、データのスワッピングあるいはデータへのノイズの付加については、極めて有効な匿名化策であるとしながらも、マイクロデータの情動的価値を著しく損なうことから適当でないとされた⁽⁸⁾。

匿名化に加えてマイクロデータの提供に係るデータの秘密保護を補強する政策としてドイツでは、事実上の匿名マイクロデータの提供機関と利用者側とが結ぶ契約の安全対策面での一般原則として次の点が確認されている〔統計基準部(17)p.208〕。

- ・ 提供されたデータの使用をチェックする適切な技術的・組織的方策
- ・ 個体特定の試みに対する契約上の罰則
- ・ 指定された学術目的のみへの使用
- ・ 第三者へのデータ提供の禁止
- ・ 研究作業の終了時のデータの削除又は返却
- ・ オリジナルデータからの抽出データ又は複写データは原データとみなす

すこと

- ・地域別の標本抽出計画についての照会を行わないこと

統計匿名マイクロデータとして、1987年までのマイクロセンサス、1992年以降の住宅手当に関する統計、1991年以降の道路交通事故統計、1993年建物・住宅標本調査、1990年所得構造調査、1978、88、93年所得消費標本調査、企業老齢年金制度調査、死因統計、などが提供された〔統計基準部(17)pp.200-1〕。

一方、事実上の匿名マイクロデータとしては、1990年代に、1989年から95年までは隔年のマイクロセンサス（95年以降は毎年）、1991、92年病院調査、1995年住宅・住居センサス、1990年以降の家計調査、1991年以降の道路交通事故統計、1994から96年の欧州共同体世帯パネル調査などが学術利用のために提供されている〔統計基準部(17)pp.212〕。その後、マンハイム社会調査分析方法論センターの体制が整備されるにつれて、数多くの学術利用のマイクロデータが提供されるようになった。

ところで、個人や世帯調査と異なり、企業等の経済単位を対象とするデータでは、個体が識別される可能性が大きい。イギリス、フランス、カナダでは統計機関内部 on-site での利用という方式で研究者は学術研究目的で経済マイクロデータを利用することができ、フィンランドでは公的利用ファイルとして提供されている〔統計基準部(17)p.179〕。経済マイクロデータについてドイツでは、研究者が処理プログラムを統計機関に提出し、統計機関側で処理を行い、その結果について秘匿性の観点からの点検を経た上で申請の研究者に結果のみを提供するといういわばオーダーメイド処理方式での使用便宜の提供が現在検討されている〔統計基準部(17)p.180〕。

5. オーストラリア

オーストラリアでは1970年代までは、印刷物による集計結果表の公表を

原則とし、追加的な集計要望については、いわゆるオーダーメイド方式による特別集計の提供という形での対応がなされてきた。大量情報の処理が可能なコンピュータの普及を受けた利用者の統計ニーズの高まりによる統計利用の多様化に既存の提供体制が対応しきれなくなったことから、オーストラリア統計局は、1983年に統計法（The Census and Statistics Act）を改正することで、マイクロデータ提供の法整備を図った。

それまでの「1973年統計法」では、報告者の秘密保護に関して「統計局長、局職員は……本法に基づいて提供された個票のいかなる内容、情報も漏らしてはならない」（第24条）と規定されていた。「1983年統計法」ではこの部分が、「統計局長又は統計局職員である者又は職員であった者は、規則（Determination）又は本法による場合を除き、提供されたいかなる情報も直接又は間接にいかなる者に対しても漏洩又は伝達してはならない」（第19条）と改められた。なおこれに関連して、規則第7条は、統計局長による個別統計データ（individual statistical data）の開示条件について、提供できる情報の形態、提供者が提出する誓約書、さらには使用目的等を規定している。

まず、提供できる情報の形態については、氏名、住所等の識別情報が削除され、特定の人や組織が識別できないような形に限定されている。また、統計局長には、このような個別データを提供する際に、個人利用の場合には使用者本人、公的機関等による使用の場合にはその責任者による誓約書の取得が義務づけられている。さらに、データの使用目的は統計目的⁽⁹⁾だけに限定され、データの第三者への提供も禁じられている〔石田(10)pp.50-51〕。

個別情報のこのような秘密保護策を担保するために同条は、統計局長に対し、許可された利用に係る作業終了後の個別情報の返却命令権ならびに開示条件の遵守を確認するための立ち入り調査権限を付与している〔石田(5)p.84〕。

このような法改正を受けてオーストラリアでは、統計局内に「マイクロデ

ータ検討委員会」が設置された。この委員会は、申請のあったマイクロデータの提供が妥当であるかどうかを判定し、結果を統計局長に具申するという提供審査業務、さらにはファイルの標準化あるいは秘匿措置等に関する方法論研究業務を遂行する〔(石田(5)p.84)〕。

オーストラリアでは、1980年代半ばにマイクロデータの提供は開始された。しかしそれが本格化するのには、そのための法体系が整備される1990年代以降であるといわれている〔(石田(5)p.52)〕。なお、石田の調査によれば、1985年以降の10年間にこの国では250近い数のマイクロデータセットが提供されているが、その中の約35%を連邦政府と大学からの利用申請が占めている〔(石田(5)p.87)〕。

6. ニュージーランド

ニュージーランドでは、1975年にそれまでの「1955年統計法」が改正されたのを契機に個票データの提供が開始される。しかし、その提供はあくまでも地方政府を含めた政府機関における利用を対象としたものであった〔石田(5)p.89)〕。すなわち、共管調査として実施された統計調査について個票を当該機関同士が相互に使用でき、また他の政府機関に対してその機関の任務遂行に必要な研究ならびに統計目的のために提供が認められたにすぎない。

1980年代以降、高性能計算機の普及は、政府統計マイクロデータに対する研究者のニーズを高めることになった。しかし、ニュージーランドでは、「統計法」に明確な規定がないことから、政府機関以外へのマイクロデータの提供は、今のところ提供を受ける者による秘密保持の宣誓という条件の下に申請案件に対してケースバイケースで認められているに過ぎない〔石田(5)p.92)〕。なお、実際のマイクロデータの利用方法は、統計局内部での利用 (on-site) と局外への提供による利用 (off-site) とがあるが、後者は秘密漏洩の危険性が高いことから、利用者は基本的に政府機関に限られる

〔石田(5)p.92〕。

7. オランダ

オランダでは、「中央統計局及び統計委員会の設立に関する法律」の第11条が、同局が職務の遂行に関連して徴集したデータは統計目的のためだけに使用できる旨を規定している。また第13条は、個体識別されないための秘密保護措置がとられている場合に限り、大学その他の研究機関、中央計画庁、EUROSTAT 及び中央統計委員会が承認した組織等に提供できることを規定している〔山家(7)p.11〕。

8. フィンランド

政府統計が基本的にレジスターベースで作成されているフィンランドでは、政府機関及び地方自治体の業務に関するデータや企業、法人、自営に関する登録データは公開となっている。しかし、それ以外の個別データについては非公開扱いである。これら非公開データのうち識別子を削除したものについては、研究目的に提供されるものもある〔統計基準部(15)p.70〕。なお、同国のマイクロデータの提供に関連する諸規定は、下記の通りである。

まず、「統計法」第17条第1項は、以下の第2、3項に規定される政府諸機関並びに企業等の登録データ以外の統計用に収集したデータについての秘密が保護される旨を規定している。続く第18条では、前条で秘密保護の対象とされたデータについて次のような開示原則を定めている。

- (1)統計作成目的のために取得された秘密情報は、法の定めるところにより又はデータ主体の同意を得てこれを第三者に開示することができる。ただし、かかるデータは、行政上の意思決定又はそれに類する目的に使用するためにこれを開示してはならない。

- (2)統計作成機関が統計作成目的のために収集したデータは、科学研究又は社会情勢及びその進展に関する統計調査に使用するために開示することができる。ただし、個人データファイル法に定める個人データ及び他の統計単位の個体識別データを除く。
- (3)本条第2項の定めにかかわらず、フィンランド統計局は、科学研究又は統計調査に使用するために、個人の年齢、性別、学歴及び職歴に関するデータを開示することができる。ただし、データの受領者が個人データファイル法に基づいてかかるデータの受領を許可されている場合に限る。
- (4)データの開示は、データ主体にいかなる損害も弊害も与えてはならない。関係行政機関はデータの開示に当たって、データの保護に必要な命令を発するものとする〔統計基準部(17)p.257〕。

さらに同法は、その第22条において、データ使用に関する秘密保護義務として、次の3点を規定している。

- (1)本法第17条の秘密保護規定の適用を受けるデータは、第三者に提供してはならず、また私的な利益を得るために使用してはならない。
- (2)本条第1項の規定は、データの安全を損なうおそれがある場合には、統計の作成に関連するデータ処理プログラム及び処理方法(instructions)にも適用するものとする。
- (3)秘密保持の義務は、公表前の提供あるいは使用が財務省令によって禁止されている未公開統計データにも適用するものとする〔統計基準部(17)p.258〕。

フィンランドでは、この他にも「個人データ法」第15条が、統計の作成利用に係る個人データの処理に関して次のように規定している。

- (1)個人データを使用しなくては統計が作成できない場合又は基礎データの必要が充たされない場合
- (2)統計の作成が管理者の従事している業務である場合
- (3)ファイルが専ら統計目的に使用されるとともに、これによって特定の個人の身分が確定できるような方法では開示されることのない場合(データが公式統計として開示される場合を除く)〔統計基準部(17)p.284〕。

9. ノルウェー

ノルウェーでは、1989年に新統計法（Act relating to official statistics and Statistics Norway - the Statistics Act）が施行された。中央統計局が統計作成のために収集した情報の使用に関して、新法は旧法に対して次のような特徴を持つとされる。すなわち、同局が統計作成を目的として収集した一般的でしかも機密性の低い情報については、データ監査局の許可を得て他の目的に使用することができる。ただしその使用許可は限定された範囲で認められるものであり、それは中央統計局に対するデータ提供者の信頼を損なわない方法で使用されねばならず、守秘義務ならびにデータの使用目的に関しては厳格な諸規定が適用される〔統計基準部(18)p.35〕。

このようなデータ提供に関して新統計法では、その第2条第6項が「情報の公開」として、提供にあたっての条件を次のように規定している。

「定められた情報提供義務に基づいて徴集された、又は自発的に提供された情報は、いかなる場合においても、データ提供者その他識別しうる個人を特定することができ、その結果、関係者に害を及ぼすような形態において、又はデータ提供者若しくは個人が第5条1項(3)（1991年法律第66号により廃止）記載の受託者若しくは公的機関である場合は識別しうる個人に不当な害を及ぼすような形態においては、公開されないものとする。」

ノルウェー中央統計局では、データ監査局との協議の上、個人ならびに企業に関する情報を特別な調査プロジェクトに対して提供してきた。しかし利用者は様々な分野にまたがる多様な利用ニーズを持っていることから、中央統計局サイドでは、個々の課単位での取り扱いの能力を超えるデータの提供については、利用請求に対して十分な対応ができなかった〔統計基準部(18)p.81〕。

同国では「ノルウェー社会科学データサービス」(NSD)がこれまで20年以上にわたり中央統計局との協力関係に基づき、同局からの提供を受け

た統計のデータ・ベースを構築し、研究目的でのデータ提供を行ってきた。1999年に統計の提供に係る協力協定が拡充され、匿名化された個人データ（マイクロデータ）についても提供対象に含まれるようになった。これに伴い、NSDはマイクロデータ提供の窓口機関としての役割も持つことになった。

マイクロデータの利用希望者は、調査プロジェクトという形でNSDと契約を結び、NSDを通じて中央統計局に対してマイクロデータの利用申請を提出する。プロジェクトが完了しマイクロデータの使用が終了した時点でNSDは提供したデータを回収する。

このような新たなデータ・サービス・システムを構築することで、ノルウェーでは、学術研究目的でのマイクロデータについて、より安全でしかも効率的な提供が可能になったといわれている〔統計基準部(18)p.81〕。

10. スウェーデン

スウェーデンでは、特に高度に専門的な学術研究に限定して、個体識別子を除去し個人や企業等を特定できないようにしたマイクロデータの利用システムが、「個人データ法」に従って制度化されている。

同法には、個人データの処理に関連して個人の尊厳の侵害を防止する諸規定が定められている。情報の収集目的と相容れないいかなる目的のためにも個人データは処理されてはならない。しかし歴史的、統計的並びに学術的目的への個人データの処理については、情報の徴集目的と相容れないとはみなされない。なお、取り扱いに慎重を要する個人データの研究並びに統計目的への使用に関しては、別途規定が定められている〔統計基準部(17) p.352〕。

11. 韓 国

韓国では、「統計法」(1962年1月法律第980号, 1999年1月最終改正)第13条第2項が秘密保護規定の一環として、「統計作成のために収集された個人, 法人又は団体に属する秘匿を要する基本資料は, これを統計作成以外のいかなる目的にも使用してはならない」と規定している。しかし同時に他方で、「統計機関の長は, 本法第13条の規定に反しない限りにおいて, 大統領令が定める条件に基づいて統計データを広範に使用させるものとする」という第16条の規定を根拠に, 近年, ミクロデータの提供も行われている。

韓国統計庁が実施したセンサスや標本調査の個別情報は, 個人や事業所の秘密が厳格に保護される限りでそれを必要とする利用者に提供され, 利用者の求めに応じたオーダーメイド集計サービスも行われている。特にミクロデータの提供と関連して注目される点は, 2000年5月から, 人口・住宅センサスの2%ファイルがいわゆる公共利用ファイルとして一般にCD-ROM提供されるようになった点である。なおこの他にも韓国では, 統計庁が作成した個別データに利用者自らが庁内でアクセスしデータ処理ができる“on-site access” system もすでに稼動している。

む す び

本稿では世界の主要先進国について, 政府統計ミクロデータの提供に係る統計法規の整備並びにミクロデータ提供の現状について概観してきた。その結果, 1970年代以降ほとんどの国で統計法等の統計基本法規あるいはそれを根拠に制定された規則や政令等によって, 識別できない形態での個人情報提供を可能とする法整備が行われていることが明らかになった。

ハード, ソフト両面での情報処理技術の発展が大量データの解析処理能

力を一般の利用者にも付与する中で、学術研究利用者を中心に、調査によって得られた個体ベースのデータを利用者が直接使用し、独自の研究目的に応じて処理、分析を行うという新たなタイプの統計利用が急速な広がりを見せる。

このような新たな統計ニーズに対応するため、1970年代以降、先進各国は相次いで統計法規を改定し、様々な形で非集計データの提供体制を整備してきた。このような取り組みの結果、諸外国ではマイクロデータが、従来からの集計表形式での統計提供に加えて、統計の提供形態としての市民権を獲得し、その提供組織である各国のデータ・アーカイブに大量のマイクロデータが蓄積されてきた。

このような各国のアーカイブでのマイクロデータの蓄積と並行して、アーカイブ間の国際的連携の動きが1970年代後半に開始される。それを先導したヨーロッパでは、1976年に社会科学研究および教育へのデータ利用の推進を目的に「欧州社会科学データ・アーカイブ協議会 Council of European Social Science Data Archive: CESSDA」が結成された。現在、CESSDAには21カ国のアーカイブが参加しており、ヨーロッパ以外の地域のアーカイブも、データ提供面で相互に連携を強化している。マイクロデータは単に国内の研究者による学術利用に留まらず、国境を越えて流通するケースがますます一般化してきており、各国の政府統計機関が統計目的で収集した統計原情報がマイクロデータとして、当該国以外の研究者等によって、国際比較研究その他に広く活用されている。

戦後、わが国で「統計法」が制定された当時、調査結果の提供は集計表ベースで印刷物の形で行われるのが一般的であった。このような提供形式は、当時の情報処理技術レベルを考えれば、それなりに合理的なものであった。その中で追加的な集計ニーズあるいは分析的利用ニーズについては、秘密保護並びに利用目的の公益性という条件に従って、第15条2項のいわゆる目的外使用制度の運用によって一応、制度的対応が図られてきた。

この目的外使用制度については、公益性の範囲、審査に要する期間の長さ、使用許可に係る官民間の処遇の差などその運用に係る様々な問題点が指摘されている。特に公益性に関しては、統計審議会の答申も、「何が公益への積極的な貢献かについては、公益性の概念が時代の経過や環境変化、技術進歩等に対応しながら推移するものであり、その時々々の社会通念の上に立って解釈すべきである」〔統計基準部(1)p.73〕として、統計利用促進の観点からその弾力的運用を求めている。

本稿で検討したような諸外国でのこの間の取り組みを踏まえ、わが国においてもマイクロデータの本格的な提供システムの構築の前提となる法整備が喫緊の課題として要請されているように思われる。

(2005年1月31日)

《注》

- (1) 総務省統計局統計基準部では、2001年6月に19カ国に質問票を送付し、同年7月から翌2002年1月にかけて合計10カ国から回答を得た。その結果は、報告書〔統計基準部(15)～(18)〕にまとめられている。
- (2) この間に、The National Center for Health Statistics, The National Agricultural Statistics Service, The National Center for Education Statisticsにおいて、秘密保護法規が整備された〔(22)p.317〕。
- (3) 行政管理予算局が調査を行った連邦政府機関における秘密保護等に関する規定の設置状況の内訳は、以下のとおりである〔(23)p.316〕。
 - (a) 秘密保護の対象となる統計情報の共有化を求める規定を設けている機関…Energy Information Administration
 - (b) 統計情報の秘密保護に関して何らの規定も有しない機関…The Environmental Protection Agency, The Economic Research Service
 - (c) 統計情報の秘密保護に関して部分的な規定を有する機関…The U.S. Bureau of Labor Statistics, The U.S. Bureau of Transportation Statistics, The National Center for Education Statistics, The Social Security Administration
 - (d) 統計情報の秘密保護に関して広範な規定を有する機関…The U.S. Bureau of Economic Analysis, The U.S. Bureau of Justice Statistics,

The U.S. Census Bureau, The Statistics of Income Division at the U. S. Internal Revenue Service (IRS), The National Agricultural Statistics Service, The National Center for Health Statistics, The National Science Foundation [(22)p.316]

- (4) 「2%個人 SAR」は110万人からなる標本で、センサスの全個人情報と一部の世帯情報が収録されており、世帯 SAR と同様、世帯と家族員とをリンクさせた分析ができる。なお個人 SAR では全国が278に区分されており、より詳細な地域分析ができる。
- (5) 「1%世帯 SAR」は21.6万世帯（世帯員数約50万人）の標本で、グレートブリテン地域については世帯と家族員をリンクして分析できるようなファイルの設計が行われている。世帯 SAR については下記の個人 SAR に比べて個体識別の危険性がより高いため、採用されている地域区分も全国12区分と大幅に統合されている。
- (6) イングランド及びウエールズについての利用申請は Microdata Release Panel, スコットランドについてはスコットランド登録局 (GROS), また北アイルランドに関わる申請は北アイルランド統計調査局 Northern Ireland Statistics and Research Agency (NISRA) がその審議を行う。
- (7) イギリスでは、マイクロデータの提供窓口機関については、定期的に見直され、提供するサービスの内容などに基づき、入札により決定されることになっている。
- (8) ドイツで第一次ファイルと呼ばれる学術利用仕様の事実上の匿名マイクロデータについては、例えばマイクロセンサスの場合、
- ・居住者50万人未満の地域を特定することができないこと。
 - ・複数の地域共同体からなる地域については40万人未満であってはならない。
 - ・全国で5万人に満たない国籍については統合表示
 - ・全国で各変数の件数が5,000以上からなるように統合すること。
- という「事実上の匿名化」の基準が設定されている。
- (9) Australian Bureau of Statistics Act 1975 第6条(5)は「統計目的」について、「統計の収集、編集、分析及び公表に関連する目的を含む」と規定している。

《参考文献》

- (1) 総務庁統計局統計基準部監修『統計行政の新中・長期構想』全国統計協会連合会 1995年

- (2) 菅宜紀「諸外国における標本データの提供状況」『統計情報』1996年5月
- (3) 「ドイツにおけるマイクロ統計データの匿名化の条件と開示状況」『A02マイクロデータ利用の社会制度上の問題』資料No.4, 1997年
- (4) 「英国統計制度関係資料」『統計研究参考資料』法政大学日本統計研究所No.50, 1997年3月
- (5) 石田 晃「オーストラリア, ニュージーランドにおけるマイクロデータの現状」敬愛大学『経済文化研究所紀要』第3号 1998年
- (6) 浜砂敬郎「ドイツ連邦統計局によるマイクロデータの提供」『統計』日本統計協会, 1998年8月号
- (7) 山家善行「諸外国における標本データの提供状況(1)」『統計情報』1998年12月
- (8) 甲賀智子・小松聖「諸外国における標本データの提供状況(2)」『統計情報』1999年1月
- (9) 石田 晃「アメリカ, カナダにおけるマイクロデータの現状について」『マイクロ統計データの現状と展望』(法政大学日本統計研究所『研究所報』No.25) 1999年 所収
- (10) 石田 晃「オーストラリア, ニュージーランドにおけるマイクロデータの現状について」『マイクロ統計データの現状と展望』(法政大学日本統計研究所『研究所報』No.25) 1999年 所収
- (11) 浜砂敬郎「ドイツ連邦統計法におけるマイクロデータ規定と匿名化措置」『マイクロ統計データの現状と展望』(法政大学日本統計研究所『研究所報』No.25) 1999年 所収
- (12) 森 博美「イギリスにおけるセンサスマイクロデータの提供」『マイクロ統計データの現状と展望』(法政大学日本統計研究所『研究所報』No.25) 1999年 所収
- (13) 松田芳郎『マイクロ統計データの描く社会経済像』日本評論社 1999年
- (14) 松田芳郎・美添泰人・伴金美編『マイクロ統計の集計解析と技法』(講座マイクロ統計分析2) 日本評論社 2000年
- (15) 総務省統計局統計基準部国際統計課『諸外国における統計の制度と運営』その24 第1分冊, 2002年8月
- (16) 総務省統計局統計基準部国際統計課『諸外国における統計の制度と運営』その24 第2分冊, 2002年8月
- (17) 総務省統計局統計基準部国際統計課『諸外国における統計の制度と運営』その24 第3分冊, 2002年8月
- (18) 総務省統計局統計基準部国際統計課『諸外国における統計の制度と運営』

その24 第4分冊, 2002年8月

- (19) 各府省統計主管部局長等会議編『統計行政の新たな展開方向』全国統計協会連合会 2003年
- (20) Cox, Lawrence H., The Practice of the Bureau of the Census with the Disclosure of Anonymized Microdata. In *Nützung von anomysierten Einzelangaben aus Daten der amtlichen Statistik: Bedingungen und Möglichkeiten*, Germany (West). Statistisches Bundesamt, W. Kohlhammer, 1987 「匿名マイクロデータの開示に関するセンサス局の実務」『統計研究参考資料』法政大学日本統計研究所 No.54
- (21) Citteur, C. A. W., Willenborg, L. C. R. J., Public Use Microdata Files: Current Practices at national Statistical Bureaus, *Journal of Official Statistics*, Vol.9, No.4, 1993
- (22) Sabine Köhler, Anonymised Microdata in Federal Statistics, *Federal Statistics Office Publication Series* Vol.31, 1999 (文献17所収)
- (23) Wallman, Katherine K., "Privacy and Confidentiality - A New Era", *Journal of Official Statistics*, Vol.19, No.4, 2003

〔附属資料〕 各国統計法、統計関係法令における条文整備状況

I. 識別個体データの開示禁止関係規定

アメリカ 合衆国	<p>Subtitle A Confidential Information Protection Section 511. Findings and Purposes (b) PURPOSES-The purposes of this subtitle are the following: (2) To ensure that individuals or organizations who supply information under a pledge of confidentiality to agencies for statistical purposes will neither have that information disclosed in identifiable form to anyone not authorized by this title nor have that information used for any purpose other than a statistical purpose. (秘密情報保護・統計効率化法) サブタイトルA 秘密情報の保護 第511条 (評決及び目的) (b)目的一本サブタイトルは次の目的を持つ。 (2) 秘密保護の宣言下に統計目的で個人又は組織から機関に対して提供された情報が、本章により権限を付与されていないいかなる者にも識別できる形で情報が開示されないこと、また統計目的以外のいかなる目的にも使用されないことを保証すること。</p> <p>Section 512. Limitations on Use and Disclosure of Data and Information (b) DISCLOSURE OF STATISTICAL DATA OR INFORMATION (1) Data or information acquired by an agency under a pledge of confidentiality for exclusively statistical purposes shall not be disclosed by an agency in identifiable form, for any use other than an exclusively statistical purpose, except with the informed consent of the respondent. (2) A disclosure pursuant to paragraph (1) is authorized only when the head of the agency approves such disclosure and the disclosure is not prohibited by any other law. (3) This section does not restrict or diminish any confidentiality protections in law that otherwise apply data or information acquired by an agency under a pledge of confidentiality for exclusively statistical purposes. 第512条 (データ及び情報の使用並びに開示の制限) (b)データ及び情報の開示 (1)専ら統計目的のために秘密保護の誓約の下に機関が収集したデータ又は情報は、回答者による事前の同意がある場合を除き、専ら統計目的以外のいかなる目的に対しても、機関によって識別可能な情報は開示されてはならない。 (2)(1)項による開示は、機関の長がかかる開示を許可しかつ開示が他のいかなる法律によっても禁じられていない場合のみ許可される。 (3)本条は、さもない場合に専ら統計目的のために秘密保護の誓約の下に機関が収集したデータ又は情報に適用される法のいかなる秘密の保護を制限したり又は減ずるものではない。</p>
-------------	--

<p>カナダ</p>	<p>SECRECY</p> <p>17. Prohibition against divulging information</p> <p>(1) Except for the purpose of communicating information in accordance with any conditions of an agreement made under section 11 or 12 and except for the purposes of a prosecution under this Act but subject to this section,</p> <p>(a) no person, other than a person employed or deemed to be employed under this Act, and sworn under section 6, shall be permitted to examine any identifiable individual return made for the purposes of this Act</p> <p>〔統計法〕</p> <p>17条 (情報漏洩の禁止)</p> <p>(1)本法第11条又は第12条に基づいて締結された協定が規定する条件に従った情報伝達及び本条に従い本法に基づいてなされる告発によるものを除き、</p> <p>①本法に基づいて雇用された者又は雇用されたとみなされる者であって、本法第6条に定める宣誓を行った者以外の何人に対しても識別可能な個票の閲覧を許可してはならない。</p>
<p>イギリス</p>	<p>4. Penalties</p> <p>(2) No information obtained by virtue of this Act with respect to any particular person shall be disclosed except so far as may be necessary –</p> <p>(a) for the performance by any person of his functions under this Act in connection with the furnishing, collection or collation of such information; or</p> <p>(b) for the performance by the Registrar-General of his functions under section five of the Census Act, 1920;</p> <p>and if any person discloses any such information in contravention of this subsection, he shall be liable on summary conviction to imprisonment for a term not exceeding three months or to a fine not exceeding fifty pounds, or to both such imprisonment and such fine, or, on conviction on indictment, to imprisonment for a term not exceeding two years or to a fine not exceeding one hundred pounds or to both such imprisonment and such fine:</p> <p>Provided that nothing in this subsection shall apply to any disclosure of information made of the purposes of any proceedings which may be taken in respect of an offence under this section, or for the purposes of any report of such proceedings.</p> <p>〔1938年人口統計法〕</p> <p>第4条 (罰則)</p> <p>2. 本法により特定の者に関して得た情報は、以下において必要とされる場合を除き、一切開示してはならない。</p> <p>①本法に基づきかかる情報の提供、収集若しくは照査に関して義務を負う者がその履行のために開示する場合</p> <p>②1920年センサス法第5条により義務を負う登録長官がその履行のために開示する場合</p> <p>また、本項の規定に違反してかかる者が当該情報を開示したときは、即決処分により3ヶ月以下の懲役若しくは10ポンド以下の罰金、又は懲役及び罰金の併科に処せ</p>

られるものとし、又は起訴により有罪の判決があったときは、2年以下の懲役若しくは100ポンド以下の罰金、あるいは懲役と罰金の併科に処せられるものとする。ただし本項の規定は、本条違反に関し行われる訴訟手続きの目的のために情報が開示される場合、又はかかる訴訟手続きの報告の目的のために情報が開示される場合には一切適用されない。

Section 9 Disclosure of information

No individual estimates or returns, and no information relating to an individual undertaking, obtained under the foregoing provisions of this Act, shall, without the previous consent in writing of the person carrying on the undertaking which is the subject of the estimates, returns or information, be disclosed except-

- (a) in accordance with directions given by the Minister in charge of the government department in possession of the estimates, returns or information to a government department or to the Import Duties Advisory Committee for the purposes of the exercise by that department or Committee of any of their functions; or
- (b) for the purposes of any proceedings for an offence under this Act or any report of those proceedings.

[1947年通商統計法]

第9条 (情報の開示)

本法の上記諸規定の下に収集されたいかなる個々の推算や個票、それに個々の企業に関するいかなる情報も、以下の場合を除き、推算、個票あるいは情報の主体である当該企業の経営者による書面での事前の合意がなければ、これを開示してはならない。

- ①推算、個票あるいは情報を保有する省庁の所管大臣が、他省庁又は関税諮問委員会がその権限を行使する目的のために当該省庁又は委員会に対して開示する場合、あるいは
- ②本法違反の訴訟手続き又は同手続きに関する報告目的のために開示する場合

5. Protecting Confidentiality

Where data are collected or used for statistical purposes, we guarantee to protect confidentiality

- (a) The National Statistician will set standards for protecting confidentiality, including a guarantee that no statistics will be produced that are likely to identify an individual unless specifically agreed with them.

.....

- (c) Everyone involved in the production of National Statistics will be made aware of their obligations to protect provider confidentiality and of the legal penalties likely to apply to wrongful disclosure.
These obligations will continue to apply after completion of service.
- (d) Data identifying individuals will be kept physically secure. Access will require authorisation and will only be allowed when the Head of Profes-

	<p>sion is satisfied the data will be used exclusively for justifiable research and that the information is not reasonably obtainable elsewhere.</p> <p>(e) Where information identifying individuals must be given up by law, it will be released only under the explicit direction and on the personal responsibility of the National Statistician.</p> <p>(f) The same confidentiality standards will apply to data derived from administrative sources as apply to those collected specifically for statistical purposes.</p> <p>(g) Respondents will be informed of the main intended uses and access limitations applying to the information they provide to statistical inquiries.</p> <p>〔国家統計行政施行規範〕 第5条 (秘密の保護) データの収集ないしその統計目的への使用に際して秘密は保護される。</p> <p>①統計局長は、特に同意された場合を除き、個体が識別されるような形で統計が作成されることがないことを含め、秘密保護に係る基準を設定しなければならない。 ……</p> <p>②国の統計の作成に係る者はすべて、提供者の秘密を保護する義務を有し、不当な公表に対して法的罰則が適用されることを承知するものとする。</p> <p>③個体を識別可能なデータは、物理的に安全な形で保管されること。データへのアクセスは承認を必要とし、データが正当な研究にのみ使用され、それ以外には合理的に情報が入手できないと所管の長がみなした場合にのみ許可される。</p> <p>④個体が識別可能な情報が法律により提供されねばならない場合にも、明示的な命令並びに統計局長の個人的な責任において提供されなければならない。</p> <p>⑤専ら統計目的のために収集されたものと同様の秘密保護基準が行政記録から得られたデータに対しても適用される。</p> <p>⑥報告者は、統計調査において彼らが提供する情報の主たる用途並びにそれへのアクセスの制限についての情報の提供を受けることができる。</p>
ドイツ	<p>Article 16. Confidentiality</p> <p>(1) Individual data on personal circumstances or the material situation provided for federal statistics shall not be disclosed by the incumbents and the persons specially sworn in for public service who are entrusted with the operation of federal statistics, unless otherwise stipulated by a special legal provision. This does not apply to</p> <p>4.individual data if they cannot be allocated to the respondent or the person concerned</p> <p>〔連邦統計法〕 第16条 (機密性)</p> <p>(1)連邦統計用途に提供された個人的境遇又は身体的狀況に関する個々のデータは、特別法に別段の定めがある場合を除き、在職者及び連邦統計の運営を委任された者であつて公務に係る特別の宣誓を行った者によって開示されてはならない。このことは、次の各号には適用されない。</p>

	<p>.....</p> <p>④回答者又は関係者を識別することができない個々のデータ</p>
オーストラリア	<p>12. Publication etc. of statistics</p> <p>(2) The results or abstracts referred to in subsection (1) shall not be published or disseminated in a manner that is likely to enable the identification of a particular person or organization.</p> <p>[センサス・統計法]</p> <p>第12条 (統計の公開等)</p> <p>(2)(1)項記載の結果又は要約は、特定の人又は組織を識別し得るおそれのある方法では公開又は頒布してはならない。</p> <p>13. Release of information</p> <p>(1) Notwithstanding anything in this Act (other than this section), the Minister may, by instrument in writing, make determinations providing for and in relation to the disclosure, with the approval in writing of the Statistician, of information included in a specified class of information furnished in pursuance of this Act.</p> <p>(2) Without limiting the generality of subsection (1), determinations may make provision:</p> <p>(a) as to the persons to whom the information may be disclosed;</p> <p>(b) as to the persons, being the persons from whom the information has been obtained, whose consent is required for the disclosure of the information; and</p> <p>(c) specifying terms and conditions subject to which the information may be disclosed, including, but without limiting the generality of the foregoing, terms and conditions as to the requiring of a person to whom the information is, or is to be, disclosed to give an undertaking, in writing with respect to the disclosure of the information by that person, including an undertaking not to disclose any of the information to any person.</p> <p>(3) Information of a personal or domestic nature relating to a person shall not be disclosed in accordance with a determination in a manner that is likely to enable the identification of that person.</p> <p>(4) Subject to subsection (5), a determination under subsection (1) is a disallowable instrument for the purposes of section 46A of the <i>Acts Interpretation Act 1901</i>.</p> <p>(5) Determinations shall be deemed to be statutory rules within the meaning of the <i>Statutory Rules Publication Act 1903</i>.</p> <p>[センサス・統計法]</p> <p>第13条 (情報の開示)</p> <p>(1)大臣は、この法律の(本条以外の)いかなる記載にもかかわらず、書面により、この法律に従って提供された特定の情報分類に属する情報を、統計官の書面による承認を得て、開示を認め、かつそれに関連した決定をなすことができる。</p> <p>(2)決定では、(1)項の一般性を限定することなく、次の各事項を定めることができ</p>

	<p>る。</p> <p>①その情報を開示してよい相手に関する事項</p> <p>②その情報の提供者で、情報の開示に本人の同意が必要な者に関する事項</p> <p>③上記の一般性を損なうことなく、情報開示の条件には、情報の開示先又は開示先となる予定の者が自己によるその情報の開示に関して書面で誓い（その情報のいかなる部分も何人にも開示しない旨の誓いを含む）をなすべきことに関する条件も含む。</p> <p>(3)決定に従って人の個人的な又は家庭に関する情報を開示するときは、その人を識別しうおそれのある方法では開示しない。</p> <p>(4)(5)項に従い、(1)項に基づく決定は1901年法律解釈法第46条Aの目的のための手段としては許されない。</p> <p>(5)決定は、「1903年命令公開法」にいう命令とみなす。</p> <p>19. Secrecy</p> <p>(1) A person who is, or has been, the Statistician or an officer shall not except:</p> <p>(a) in accordance with a determination; or</p> <p>(b) for the purposes of this Act;</p> <p>either directly or indirectly, divulge or communicate any information furnished in pursuance of this Act to any person (other than the person from whom the information was obtained).</p> <p>[センサス・統計法]</p> <p>第19条 (秘密保持)</p> <p>(1)統計局長又は職員である者、又はかつてそうであった者は、次のいずれかの場合を除き、この法律に従い提供された情報を、直接と間接とを問わず、(その情報の入手源以外の)何人かに漏らしたり伝えたりしてはならない。</p> <p>①決定によるか、又は</p> <p>②この法律の目的のために</p>
<p>ニュージーランド</p>	<p>37C. Disclosure of individual schedules to other Government Departments for bona fide research or statistical purposes---</p> <p>(1) Notwithstanding section 37 of this Act, the Statistician may disclose individual schedules to any officer of another Government Department solely for bona fide research or statistical purposes pursuant to the functions and duties of that Government Department.</p> <p>(2) No individual schedule shall be disclosed pursuant to this section unless---</p> <p>(a) The name and address of the person or undertaking by whom the schedule was supplied is deleted; and</p> <p>(b) Every person involved in the research or statistical project makes a statutory declaration similar to the declaration of secrecy prescribed by section 21 of this Act; and</p> <p>(c) The Statistician is satisfied that the security of the schedules and any information contained in them will not be impaired.</p> <p>(3) The published results of any such research or statistical project shall not divulge any more information than the Statistician could publish under this</p>

	<p>Part of this Act.</p> <p>(4) Every officer of a Government Department to whom any individual schedule is disclosed pursuant to this section, and that Government Department, shall comply with any directions given by the Statistician relating to the schedule and the information contained in it.</p> <p>(統計法)</p> <p>第37条 C (善意の研究又は統計目的のための、他の政府の省に対する個票の開示)</p> <p>(1)統計官は、本法第37条の規定にかかわらず、他の政府の省の官吏に対し、専らその政府の省の任務及び義務に従った善意の研究又は統計目的のため、個票を開示することができる。</p> <p>(2)いかなる個票も、次の条件を充たさない限り、本条に従って開示されない。</p> <p>①調査票を提供した人又は企業の名称及び住所が削除されること</p> <p>②その研究又は統計プロジェクトに関与するすべての人が、本法第21条に定める秘密保持の誓約と同様の誓約を行うこと</p> <p>③調査票及びそこに含まれた情報の秘密保持が害されない旨、統計局長が納得すること</p> <p>(3)かかる研究又は統計プロジェクトの結果を公開するにあたっては、統計局長が本法のこの部に基づいて公開できる以上の情報を漏洩してはならない。</p> <p>(4)本条に従って個票の開示を受けた政府の省の官吏すべて及びその政府の省は、調査票及びそこに含まれた情報につき統計局長による指示に従わなければならない。</p> <p>37.</p> <p>(4) All statistical information published by the Statistician shall be arranged in such a manner as to prevent any particulars published from being identifiable by any person (other than the person by whom those particulars were supplied) as particulars relating to any particular person or undertaking, unless---</p> <p>(a) That person or the owner of that undertaking has consented to their publication in that manner, or has already permitted their publication in that manner; or</p> <p>(b) Their publication in that manner could not reasonably have been foreseen by the Statistician or any employee of the Department.</p> <p>(統計法)</p> <p>第37条</p> <p>(4)統計局長が公開するすべての統計情報は、公開された調査項目をなんびとか(その調査項目の供給者を除く)が特定の者又は企業に関する調査項目と特定し得ることを防止するように編集されなければならない。ただし、次のいずれかの場合はこの限りでない。</p> <p>①その者若しくはその企業の所有者がその方法による統計情報の公開に同意し、又はその方法による統計情報の公開をすでに許可している場合</p> <p>②統計局長又は省職員がその方法による統計情報の公開を予見することが合理的に不可能であった場合</p>
--	---

<p>ノルウェー</p>	<p>§2-6. The publication of information Information collected in accordance with any prescribed obligation to provide information, or which is given voluntarily, shall under no circumstances be published in such a way that it may be traced back to the supplier of any data or to any other identifiable individual to the detriment of the person concerned, or to the unreasonable detriment of the latter if the supplier of the data or the individual is an undertaking of the kind mentioned in §5-1 third paragraph^(*) or a public organisation. ^(*)Repealed by Act No. 66 of 20 July 1991. 〔統計法〕 第2条第6項（情報の公開） 情報提供義務規定に基づいて収集された、又は自発的に提供された情報は、いかなる場合にも、データ提供者その他識別しうる個人を突き止めることができ、その結果関係者に被害を及ぼすような形態、又はデータ供給者若しくは個人が第5条1項第3段落^(*)記載の受託者若しくは公的機関である場合は識別しうる個人に不当な被害を及ぼすような形態では、公開されないものとする。 ^(*)1991年7月20日法第66号により廃止。</p>
<p>韓国</p>	<p>Article 16. Use of the Statistical Data The head of a statistical agency shall have the statistical data used extensively under the conditions prescribed by the Presidential Decree in the limit of falling under the provisions of Article 13. 〔統計法〕 第16条（統計データの使用） 統計機関の長は、本法第13条の規定に反しない限りにおいて、大統領令が定める条件に基づいて統計データを広範に使用させるものとする。</p>

Ⅱ. 学術目的の匿名データ開示関係規定

ド イ ツ	<p>Article 16. Confidentiality</p> <p>(6) For the purpose of scientific projects, the Federal Statistical Office and the statistical offices of the Länder may transfer individual data to institutions of higher education or other institutions entrusted with tasks of independent scientific research an allocation of the individual data is possible only with an excessive amount of time, expenses and manpower, and if the recipients are incumbents, persons specially sworn in for public service or persons obligated according to para. 7.</p> <p>(7) Persons to be provided with individual data pursuant to para. 6 must prior to the transmission be committed to confidentiality, unless they are incumbents or persons specially sworn in for public service. Article 1, paras. 2, 3 and 4, No.4 of the “Verpflichtungsgesetz” (Law on the Commitment of Persons to Secrecy) of 2 March 1974 (Bundesgesetzblatt I, p.469, Article 42) as amended by the Law of 15 August 1974 (Bundesgesetzblatt I, p.1942) apply mutatis mutandis.</p> <p>(8) The individual data passed on pursuant to a special legal provision or according to paras. 4, 5 or 6 may be used only for the purposes for which they were transmitted. In the cases of para. 6 they will be deleted as soon as the scientific project has been completed. At agencies to which individual data are transmitted, it must be warranted by means of organisational and technical measures that only incumbents, persons especially sworn in for public service or persons committed according to para. 7, sentence 1 are recipients of individual data.</p> <p>(連邦統計法) 第16条 (機密性)</p> <p>(6)連邦統計局及び州統計部局は、科学プロジェクトの用に供するため、高等教育機関又は独立の科学研究任務を委任されているその他の機関に対し、個々のデータを伝送することができるが、その個々のデータの識別が過度の時間、費用及び入員によってのみ可能であり、かつ受領者が在職者、公務のために特に宣誓した者又は第7項に定める義務を負う者である場合に限る。</p> <p>(7)前項に従って個々のデータの提供を受ける者は、伝送に先立って機密保護の宣誓を行わなければならない。ただし、在職者又は公務のために特に宣誓した者は除く。1974年3月2日付け「Verpflichtungsgesetz」(機密保護の宣誓に関する法律)(Bundesgesetzblatt I, p.469, 第42条)(1974年8月15日付け法(Bundesgesetzblatt I, p.1942)により改正。)第1条第2項、第3項及び第4項第4号は、必要に応じて変更を加えて適用される。</p> <p>(8)特別法又は第4項、第5項若しくは第6項に従って伝送された個々のデータは、伝送された目的のためにのみ利用することができる。第6項の場合、データは科学プロジェクトが完了ししだい削除する。個々のデータの送付を受けた機関においては、在職者、公務のために特に宣誓した者又は前項第1号に基づいて誓った者のみが個々のデータの受領者となることを、組織的技術的方法によって保証しなければならない。</p>
-------	--

<p>フィンランド</p>	<p>Section 18.</p> <p>2. Data collected for statistical purposes by an authority producing statistics may be released for use in scientific research or statistical surveys concerning social conditions and their development. However, personal data referred to in the Act on Personal Data Files and the identification data of other statistical units may not be released.</p> <p>3. Notwithstanding the provisions of Paragraph 2, Statistics Finland may also release for use in scientific research or statistical surveys data on a person's age, sex, education and occupation provided that the recipient of the data is authorised to collect such data under the Act on Personal Data Files.</p> <p>4. The release of data must not cause any damage or detriment to the subject of the data. When releasing data, the authority shall issue any orders necessary for the protection of the data.</p> <p>(統計法)</p> <p>第18条</p> <p>(2)統計作成機関が収集したデータは、科学的研究又は社会情勢及びその進展状況に関する統計調査に使用するために開示することができる。ただし、個人データファイル法に定める個人データ及び他の統計単位の個体識別が可能なデータはこの限りでない。</p> <p>(3)本条第2項の定めにかかわらず、フィンランド統計局は、科学的研究又は統計調査に使用するために個人の年齢、性別、学歴及び職歴に関するデータを開示することができる。ただし、データを受領者が個人データファイル法に基づいてかかるデータを受領を許可されている場合に限る。</p> <p>(4)データの開示によってデータ主体にいかなる損害も被害も与えてはならない。データの開示に当たっては、関係行政機関はデータの保護に必要な命令を発出するものとする。</p> <p>Section 18. Genealogical research</p> <p>(1) Unless prohibited by the data subject, data may be collected and recorded, also for a reason not referred to in section 8 (1), into a personal data file kept for the purposes of genealogical research, as follows: identifying data on the member of a family and his/her spouse, the other data required for genealogical research and the data subject's contact information.</p> <p>(2) For purposes of a genealogical register referred to in paragraph (1), data that may under that paragraph be collected and recorded into such a file may be disclosed from another file, unless prohibited by the data subject.</p> <p>(個人データ法)</p> <p>第18条 (系図学的研究)</p> <p>(1)データ主体が反意を表明しない限り、データは、本法第8条第1項に掲げられていない理由によっても、系図学的研究用に維持される個人データファイル、家族の構成員及び本人の配偶者についての識別データ、系図学的研究に必要とするその他のデータ並びにデータ主体の連絡先のデータを収集の上これを記録することができる。</p>
---------------	---

(2)本条第1項に定める系図学的登録のために同項に基づいて収集し記録することのできるデータは、データ主体が反意を示さない限り、他のファイルからこれを開示することができる。

Section 35. Transfer of personal data to be archived

(2) A personal data file which is significant for purposes of scientific research or otherwise may be transferred for archiving to an institution of higher education or to a research institute or authority operating on a statutory basis, where the National Archives have granted a permission for such archiving. The National Archives may grant corporations, foundations and institutions a permission to archive personal data files compiled in their own activities and fulfilling the requirements above. In the permission the National Archives shall lay down rules for the protection of the files and for the monitoring of the use of the personal data.

(3) Before granting a permission referred to in paragraph (2), the National Archives shall reserve the Data Protection Ombudsman an opportunity to issue an opinion on the matter.

〔個人データ法〕

第35条（個人データの公文書庫への移管）

(2)科学的研究等において重要な個人データファイルは、高等教育機関、研究機関又は法的根拠に基づいて運営される当局にこれを移管することができる。ただし、国立公文書館がかかる移管について許可を与えた場合に限る。国立公文書館は、企業、財団、及び教育研究機関に対して、自己の業務の遂行中に作成された上記の要件を満たす個人データファイルを保管する許可を与えることができる。かかる許可に際して、国立公文書館は、ファイルの保護及び個人データの利用の監視方法について規則を定めるものとする。

(3)本条第2項に定める許可に先立ち、国立公文書館は、データ保護オンブズマンにその案件について意見を述べる機会を付与するものとする。